

馬毛島開発 野放し

米空母艦載機の発着訓練（FCLP）移転候補地、鹿児島県西之表市の馬毛島で大規模開発が進み、森林法に違反する「許可外の開発行為」が疑われている。許可権を持つ県や市は、これまで事実上黙認してきたため、自然や地形の破壊が徐々に拡大している。

馬毛島では、1995年に開発会社の経営権を引き継ぎ、島の99%を所有するタストン・エアポート（旧馬毛島開発）が米軍基地誘致を掲げて南北4200

林地開発と伐採
森林法は、民有林での土石や樹根の採掘、開墾など、土地の形質を変更する「開発行為」が1センチを超す場合は都道府県の許可を、



1センチ以下の開発行為や開発行為を伴わない伐採は市町村への届け出を、それぞれ義務づけている。伐採後は、種子や切り株からの発芽による「天然更新」の確認などが求められる。



型タンクが動き回っている。同社や関連会社は森林

法に基づき、2000年8月〜10年8月に砕石やヘリポート設置などの目的で県から5件計60センチの林地開発許可を受け、02年7月〜07年4月には市へ12件計170センチの伐採届を出した。その後、840センチの島に巨大な十字架状の地面が露出。島の破壊と土砂流出による海洋汚染を放置していると、基地誘致賛成に傾く市民を含め、同社や行政への批判が高まっている。

市、業者に調査拒まれる 県、許可区域外 指導せず

れも1センチ未満だったが、06年2月の8回目（18センチ）以降は測量を目的に規模が拡大し、最も広い07年1月の11回目は90センチに及ぶ。

伐採届では、樹木の根を掘り出し、開墾や整地などで地形を変える開発行為はできない。市は航空写真などから開発行為があるとき、同社に立ち入り調査を申し入れたが拒まれた。市は「天然更新（伐採後の発芽）の状況が見たい。開発行為が確認されれば原状復旧を指導し、県にも立ち入り調査を求めると話す。

一方、林地開発許可区域の現場を年1回調査してきた県は「許可区域以外は指導の対象外」とし、仮に区域外の開発行為が判明しても「開発区域の変更を指導する」との考えだ。

かつて市は、島内の国有地だった農道などの買い取りを検討したが、島全体の利用計画が立たずに断念。

業者、違法性を否定

タストン・エアポートの立石助会長は、森林法違反の疑いを指摘した朝日新聞の質問状に「光波測量器で測量しながら伐採し、誤差はない。天然更新の『発芽』は途中から条件変更になったと考えている」と回答し、違法性を否定。市の調査を拒む理由については「莫大な税金を支払っているのに、誘致企業（だとう）のことを忘れて」と答えた。開発届の変更については「最終的な計画時点ですべて提出する」としている。

写真は上から、2004年6月、06年11月、11年7月に撮影した馬毛島（鹿児島県西之表市、本社へりから）

朝日新聞デジタルに動画